

インボイス制度に関する 登録申請相談会のご案内

事前登録制

インボイス制度とは

- ・ 令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・ インボイス制度では、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- ・ 売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要です。
- ・ 登録番号を取得するためには**登録申請手続きが必要**です。

ご自宅から登録申請

- ・ 登録申請手続きについても、e-Taxがご利用いただけます。
- ・ 「e-Taxソフト（Web版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと、質問に答えていくことで、簡単に登録申請が可能！！

「e-Taxソフトの操作マニュアル」

e-Taxソフト（Web版）マニュアル e-Taxソフト（SP版）マニュアル



「登録申請手続きに関する動画」

Web-Tax-TV
「適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで！」



「各種情報」

インボイス制度
特設サイト



登録申請相談会（個人事業者の方向け）

- ・ 登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続きを説明します。
- ・ **登録申請相談会に併せて「インボイス制度説明会」を実施します。**

開催日時	開催場所	定員	問合せ先など
R4.6.17(金) 10:00～11:30	小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎	20名	【要事前登録】 小樽税務署 法人課税第1部門 Tel. 0134-23-3398(ダイヤル) 令和4年6月14日(火)17時までにお電話で登録願います。 ※合同庁舎の駐車スペースには限りがあります。ご来場の際は、公共交通機関等をご利用ください。
R4.6.17(金) 14:00～15:30	小樽税務署 会議室	20名	

登録申請相談会にご参加いただく方へ

- 相談会は**事前登録制**です。参加希望の方は、問合せ先へ電話により事前の登録をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合は、ご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

その場で登録申請！！

個人事業者の方は、次の2点をご持参いただければ、その場で登録申請が可能！！

① スマートフォン

② マイナンバーカード及び暗証番号（3種類※）

※ 署名用電子証明書暗証番号、利用者証明用暗証番号、券面事項補助用暗証番号

（小樽税務署）